

証券コード 7117

2025年8月14日

電子提供措置の開始日 2025年8月7日

株 主 各 位

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田4番地の1
株 式 会 社 ミ モ ナ
代表取締役 池 田 道 夫

第19 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第19 期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.mimona.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ミモナ」または「コード」に当社証券コード

「7117」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年8月28日（木曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月29日（金曜日） 午前9時30分

2. 場 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田4番地の1
当社会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第19期（自2024年6月1日 至2025年5月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（自2024年6月1日 至2025年5月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 上場廃止申請の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書により議決権を行使される場合において、各議案に対する賛否を表示されないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 上場廃止申請の件

当社は、2023年1月にTOKYO PRO Market（以下「TPM」）へ上場いたしました。TPM上場により、当社の認知度や信頼性が向上し事業の発展に寄与できたと考えており上場以来安定した成長を続けてまいりました。

しかしながら業界を取り巻く環境の変化や、当社が目指すさらなる成長に対応するためには、迅速かつ柔軟な意思決定が求められます。その中におきましても、当社はTPM上場により成長を図るための基盤を構築でき、当初の目的を一定程度果たしたと認識しております。

今後は、経営の自由度を高めスピード感のある経営判断を行うため上場廃止とし、これにより経営の効率化及び迅速な意思決定体制を構築することで、更なる事業基盤の強化および規模拡大並びに企業価値の向上を目指す方針といたしました。

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第1号議案「上場廃止申請の件」の承認可決を条件に、2025年10月2日を効力発生として、当会社の機関から取締役会及び監査等委員会並びに会計監査人を廃止、株式の譲渡制限の設定、株主総会資料の電子提供措置の廃止等にともない所要の変更を行うものであります。

また、2025年10月15日を効力発生として株主名簿管理人の規程を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機関構成)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関)

現行定款	変更案
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告と する。ただし、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をする ことができない場合は、<u>日本経済新聞</u>に 掲載して行う。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役を 置く。</p> <p>(削除) (削除) (削除)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告と する。ただし、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をする ことができない場合は、<u>官報</u>に掲載して 行う。</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p><u>(自己の株式の取得)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u> <u>の規定により、取締役会の決議によって</u> <u>自己の株式を取得することができる。</u></p>	
<p>第8条、第9条 (条文省略)</p>	<p>第7条、第8条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株式の譲渡制限)</u></p> <p>第9条 当社の株式を譲渡により取得す るには、<u>株主総会の承認を受けなければ</u> <u>ならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(相続人等に対する株式の売渡請求)</u></p> <p>第10条 当社は、<u>相続その他の一般承継</u> <u>により当社の株式を取得した者に対</u> <u>し、当該株式を当社に売り渡すことを</u> <u>請求することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(株主名簿管理人)</u> <u>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3 <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条、第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものと</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役の協議</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条、第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役の協議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>する。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条、第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>10名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の</u></p>	<p>第15条、第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>7名以内とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の招集権者及び議長)</u></p> <p><u>第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p><u>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第20条 取締役の互選により代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2 取締役の協議により取締役社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(取締役会の決議の省略)</u> 第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当社は、会社法第399条の1第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(取締役会規程)</u> 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><u>(取締役の責任免除)</u> 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>であるものを除く。)との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>	(削除)
<p><u>第 2 9 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>	
<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第 3 0 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第 3 1 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 計 算</u></p>	第 6 章 計 算
<p><u>第 3 2 条、第 3 3 条 (条文省略)</u></p>	第 2 2 条、第 2 3 条 (現行どおり)
<p><u>(中間配当)</u></p>	(削除)
<p><u>第 3 4 条 当社は、取締役会の決議によ</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>り、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>当社は会社法第426条第1項の規定により、2023年11月28日開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>2023年11月28日開催の臨時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>附則 (削除)</p> <p>本定款の変更は、<u>2025年8月29日開催予定の定時株主総会に付議される「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2025年10月2日に効力を生じる。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2025年10月15日に効力を生じる。</u></p> <p><u>なお、本附則は効力発生後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は任期満了となります。山中一晃氏、前田尚士氏、浅田純子氏は本総会終結の時をもって退任し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	池田 道夫 (1971年3月9日生) 再任	1994年4月 サーフショップ設立 2006年9月 当社設立 代表社長 2021年4月 当社代表取締役(現任) 2021年3月 エストレード株式会社設立 代表取締役 企業経営における最高責任者 (重要な兼職の状況) エストレード株式会社代表取締役社長	299,900株
2	長谷場 友理子 (1983年8月27日生) 再任	2006年4月 東和産業株式会社入社 2009年9月 当社入社 2021年4月 当社eコマース事業部長 2021年4月 当社取締役 eコマース事業部長 在庫管理・販売企画・営業 2024年6月 当社取締役 MD事業部長(現任)	—
3	徳山 博 (1978年8月6日生) 再任	2003年11月 中央青山監査法人 (現監査法人トーマツ)入所 2008年9月 徳山公認会計士事務所設立 2019年12月 株式会社StandbyC FOSを設立、 代表取締役社長(現任) 2024年4月 当社入社 当社取締役 IR 子会社担当 2024年9月 当社取締役 経営管理部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社StandbyC FOS代表取締役社長	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 池田道夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

以上

(添付書類)

事業報告

自 2024年6月1日
至 2025年5月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、インバウンド需要の増加などを背景に国内経済は緩やかな回復基調が続いております。消費環境においては、個人消費が緩やかに持ち直してきたものの、物価高の影響により一部では消費の鈍化も見られるようになりました。また、世界経済においては、戦争・侵攻問題、アメリカの関税政策など、様々な情勢不安が国内景気を下押しするリスクが想定されております。

国内のアウトドア業界につきましては、一時的なブームの反動により、キャンプ用品市場の縮小化が顕著に見られますが、アウトドアアパレルの市場拡大が継続していると考えております。このような情勢の中、当社グループにおきましては、主力商品である「アウトドアスパイスほりにし」の販売が好調を維持しております。シリーズ累計出荷本数は900万本を突破し、多種多様な業界とのコラボレーションなどを行い、メディアにも多数取り上げられ、今後も市場拡大を見込んでおります。これらの結果、当連結会計年度の売上高は3,995,341千円(前連結会計年度比7.6%増)、営業利益は240,373千円(同30.1%減)、経常利益は240,989千円(同32.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は173,297千円(同26.0%減)となりました。

(2) 資金調達の状況

当期において記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当期における主要な設備投資はありません。

(4) 他の会社の株式の取得の状況

当期において記載すべき事項はありません。

(5) 直近4事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	期別	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
		2022 年 5 月期	2023 年 5 月期	2024 年 5 月期	2025 年 5 月期
売 上 高 (千円)		3,583,994	4,226,151	3,713,415	3,995,341
経 常 利 益 (千円)		511,542	574,188	358,358	240,989
当 期 純 利 益 (千円)		345,477	390,375	234,178	173,297
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		1,151.59	1,301.25	780.59	577.65
総 資 産 (千円)		1,779,432	2,183,828	2,058,498	2,145,431
純 資 産 (千円)		720,602	1,110,977	1,345,155	1,518,453

(注)

1. 第 16 期より連結財務諸表を作成しております

② 当社の財産及び損益

区分	期別	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
		2022 年 5 月期	2023 年 5 月期	2024 年 5 月期	2025 年 5 月期
売 上 高 (千円)		3,163,698	3,628,860	3,096,444	3,354,362
経 常 利 益 (千円)		442,375	505,482	309,630	238,618
当 期 純 利 益 (千円)		298,597	341,331	193,275	172,220
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		995.32	1,137.77	644.25	574.07
総 資 産 (千円)		1,684,270	1,965,792	1,698,495	1,747,878
純 資 産 (千円)		674,038	1,015,370	1,208,645	1,380,866

(注)

1. 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 は 期 中 平 均 発 行 済 株 式 数 に 基 づ き 算 出 し て お り ま す。

2. 2022 年 10 月 15 日 付 で 普 通 株 式 1 株 に つ き 1,500 株 の 株 式 分 割 を 行 っ て お り ま す が、第 15 期 の 期 首 に 当 該 株 式 分 割 が 行 わ れ た と 仮 定 し、1 株 当 たり 当 期 純 利 益 を 算 定 し て お り ま す。

(6) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、当期においては減益にはなりましたが、更なる持続的な成長を成し遂げるため、当社を取り巻く刻々と変化する経済状況に対し、迅速かつ適切に対応してまいります。

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

■ 店舗の展開

当社グループにおきまして、安定的な収益基盤を構築していくためには、既存店舗における競合他社よりも充実した商品ラインナップやサービスの提供と新規店舗の展開が重要な課題となります。新規店舗については、急速な展開を図るのではなく、トレンドを捉えた店づくり、コンセプトづくりを徹底して、展開を図ってまいります。

■ 人材の確保及び育成

当社グループにおきましては、店舗運営のための人材の確保とその育成が重要な課題となります。パート・アルバイトの社員登用や中途採用等を積極的に行うとともに、教育、研修の強化を図りながら、育成に取り組んでまいります。

■ ブランディングの強化及び更なる知名度の向上

当社グループにおきましては、今後の成長のためには「アウトドアショップ Orange」のブランド力や「アウトドアスパイスほりにし」の知名度を更に向上させることが重要であると考えております。知名度を高めることにより新規顧客獲得や新規取引業者の獲得を行うことが販路拡大につながるため、費用対効果を見極め十分な市場調査を行った上、宣伝活動に取り組んでまいります。

■ 事業資金確保について

当社グループにおきましては、更なる事業拡大を見据え、資金調達手段を多様化することで、中長期的に安定した成長が可能な財務体質の強化に努めてまいります。

■ 経営基盤の強化

当社グループにおきましては環境変化へ迅速に対応するとともに、効果的有機的な経営体質の実現を果たすために権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。特に経営管理体制の強化、経営人材の強化により、更なる経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業が拡大していく中で、内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

■ リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社グループにおきましては持続的な拡大を支えていくために、当社グループとしては業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことが重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に適時に果たすためには、コンプライアンス体制の更なる充実・強化が重要であると認識しております。法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会・組織の機能強化と社内の徹底した情報共有化のために施策に取り組めます。

■ 法令違反・法改正の影響について

当社グループにおきましては事業活動を行うにあたって、法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、販売管理体制の構築、全社員に対して教育・周知の徹底、また、適宜、弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、これらの法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社グループの事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

■ 天災、感染症等への対応について

当社グループにおきましては、地震、風水害などの自然災害により社屋・従業員等のその家族

及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、直接的又は間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、今後も新型コロナウイルスのような感染症が全世界的に拡大した場合、経済活動の制限を余儀なくされる可能性があります。このような感染症等の蔓延の要因による顧客の購買意欲の後退等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

上記課題を克服するため、全社をあげて鋭意努力してまいります。株主の皆様におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

1. アウトドアスポーツ事業

アウトドア商品を主にeコマース、店舗、卸売のチャンネルで販売しております。

販売するアウトドア商品に関しては、「なぜ売れているか」を念頭に置き、各社発表の新商品でも各バイヤーがセレクト、幅広いユーザーに応えるアウトドアセレクト商品を取り扱うことが当社の強みです。有名ブランドとコラボレーション商品を多数展開し、日本全国に商圏を広げ、販売を行っております。

「アウトドアスパイスほりにし」は当社の堀西が5年の歳月を掛け、20種類以上のスパイスや調味料をブレンドしたオールインワンスパイスをプロジェクトリーダーとして開発し、アウトドア業界では定番の調味料として2019年の販売からシリーズ累計出荷本数900万本突破の人気商品となっております。2022年10月の「調味料選手権2022」で総合1位を獲得するなど、各種メディアにも多数取り上げられております。

また、自社で立案、企画を行い、他にはないアウトドア商品を展開するプライベートブランド「MIKAN」を販売しております。厚生労働省の除去用医薬部外品承認済みの蚊取り線香 ザ・パンチや、スプレータイプでヤブ蚊・マダニから体を守るザ・ディフェンダー、アウトドアでも家でも使えるIH対応のホーローダッチオーブンや「置く、吊るす、くっつける」を実現した3way ランタンなど、アウトドアをするうえで、「かゆいところに手が届く」商品を取り揃え、今後も更なる展開を行います。

その他、サーフィン&アウトドアライフが人気のイラストレーター「JONAS CLAEISSON」と Exclusive(独占)契約を締結し、有名アパレルブランド等とのコラボレーション商品を提案しております。

2. 工業用製品事業

当社の子会社であるエストレード株式会社では、世界の銀行券及びセキュリティドキュメント市場で高いシェアを占めスイスに本拠地を置き多くの拠点を有する SICPA SA の日本総代理店として、偽造防止用特殊セキュリティインキを日本の市場に提供しております。セキュリティインキとは、銀行券をはじめとしたセキュリティドキュメントの偽造防止を目的に開発された製品で、世界の銀行券に使用され銀行券のみならず商品の偽造防止用ラベルに使用されてお

ります。具体的には SICPA SA より仕入れた製品を日本の印刷関連の法人へ販売するとともに、製品使用量に基づいて一定の手数料収入を得ております。スペインに本拠地を有し世界中にネットワークを持ち、農業、緑化、スポーツ関連市場に広範な仕様のスプリンクラーを製造する専門会社 VYR S.A の代理店として機器販売を行っております。

3. 飲食及びホテル事業

当社の子会社である株式会社 DIG では、東京都台東区柳橋に「AMBIVALENT=両価性」をコンセプトにしたカフェとカプセルホテルの複合スペース「OUR OUR」を運営しております。3つのタイプのスペースが用意されており、宿泊だけにとどまらず、ワークスペースとしてのご利用も好評です。また、1階には焼ドーナツで多数のメディアに取り上げていただいているカフェ&レストラン Pretty good が併設されております。

(8) 主要な事業所 (2025年5月31日現在)

本 社：和歌山県伊都郡

店 舗：和歌山県伊都郡、大阪府大阪市、三重県多気郡

子会社：神奈川県藤沢市

(9) 従業員の状況 (2025年5月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名 [61名]	14名 増 [9名増]	37歳9か月	3年1か月

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51名 [40名]	14名 増 [5名増]	36歳8か月	3年3か月

(注)

従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

(10) 重要な子会社の状況 (2025年5月31日現在)

当社は子会社であるエストレード株式会社の株式を180株(出資比率100%)保有しています。主な事業内容は、スノー関連の商材を扱うアウトドアスポーツ事業と主にセキュリティインク原料の販売を行う工業用製品事業を行っております。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2025年5月31日現在)

借入先	借入金残高
三菱UFJ銀行	- 千円
紀陽銀行	71,660 千円
商工組合中央金庫	26,200 千円
日本政策金融公庫	- 千円

2. 会社の株式に関する事項 (2025年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,200,000 株

(2) 発行済株式の総数 300,000 株

(3) 株主数 2名

(4) 主要株主

株主名	保有株式数	保有株式数の割合
池田 道夫	299,900 株	99.97%
株式会社 DREAM REALITY	100 株	0.03%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年5月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2025年5月31日現在)

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田 道夫	企業経営における最高責任者・事業開発全般 子会社 エストレード株式会社の代表取締役
取締役	山中 一晃	eコマース全般
取締役	長谷場 友理子	MD全般
取締役	前田 尚士	店舗運営全般
取締役	徳山 博	経営管理全般
取締役	浅田 純子	経理・財務
取締役 監査等委員	鳴瀧 英人	
取締役 監査等委員	鈴木 智仁	中之島中央法律事務所弁護士
取締役 監査等委員	嘉村 哲	

(注)

1. 監査等委員である取締役鳴瀧 英人、鈴木 智仁氏、嘉村 哲氏の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役鳴瀧 英人氏は、金融機関での実務及び上場企業での監査役の経験に基づき、豊富で幅広い見識と知見を有しております。
監査等委員である取締役鈴木 智仁氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
監査等委員である取締役嘉村 哲氏は、内部監査及び内部統制に対する十分な実務経験を有しており、豊富で幅広い見識と知見を有しております。
3. 2025年4月18日をもって、取締役の藤本 剛は辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			金銭報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	8	105,768	105,768	-	-
取締役 (監査等委員)	3	10,200	10,200	-	-
合計 (うち社外役員)	11 (3)	115,968 (10,200)	115,968 (10,200)	- (-)	- (-)

(注1) 上表には、2025年4月18日に辞任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

(注2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2023年11月28日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。

(注3) 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年11月28日開催の臨時株主総会において年額40,000千円以内と決議しております。また、監査等委員の報酬は監査等委員の協議により決定しております。

(3) 社外役員等に関する事項

当事業年度中における主な活動内容

区 分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	鳴瀧 英人	当期の取締役会15回のうち15回、監査等委員会12回のうち12回に出席し、長年にわたって培われた金融機関での実務及び上場企業での監査役の経験に基づき、適切な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	鈴木 智仁	当期の取締役会15回のうち13回、監査等委員会12回のうち12回に出席し、企業経営、内部統制並びに法務及びコンプライアンスに関する幅広い知見と豊富な経験に基づき、適切な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	嘉村 哲	当期の取締役会15回のうち15回、監査等委員会12回のうち12回に出席し、内部監査及び内部統制に対する十分な実務経験を有しており、豊富で幅広い見識と知見を有していることから、当社の経営の監督・監査に適切な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額 12百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 12百万円

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査見積金額について検討した結果、合理的であることから会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事由に該当すると認められる場合には会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められるなど、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任又は不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務を適正に確保するための体制等の整備に関する事項

① 内部統制システム

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会を設置するとともに、日常的に事業の監視をする役割として内部監査担当者を配置しております。重要な経営判断と業務実行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査等委員より、経営に対する牽制・監督機能を図る体制としております。監査等委員は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な職務執行がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、監査等委員の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

② 社外取締役

当社は、監査等委員会取締役として社外取締役を 3 名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制が構築され、ガバナンスは適正に運用されております。なお、社外取締役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

③ リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、必要に応じて弁護士等の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度は取締役会を 15 回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議致しました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針（2025年5月31日現在）

記載すべき事項はありません。

（注）本事業報告書中の記載金額については、表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,713,250	流 動 負 債	550,029
現金及び預金	380,790	買掛金	175,232
受取手形及び売掛金	558,808	短期借入金	190,000
商品及び製品	647,781	1年内返済予定の長期借入金	28,560
仕掛品	390	未払法人税等	105
原材料及び貯蔵品	14,554	賞与引当金	1,905
その他	127,184	その他	154,226
貸倒引当金	△16,259	固 定 負 債	76,948
固 定 資 産	432,180	長期借入金	69,300
有 形 固 定 資 産	296,442	退職給付に係る負債	5,635
建物及び構築物	118,319	その他	2,013
機械装置及び運搬具	49,301		
土地	198,838	負 債 合 計	626,977
その他	75,239	(純 資 産 の 部)	
減価償却累計額	△145,256	株 主 資 本	1,518,453
無 形 固 定 資 産	16,661	資本金	10,000
ソフトウェア	14,461	利益剰余金	1,508,453
ソフトウェア仮勘定	2,200		
投 資 そ の 他 の 資 産	119,077	純 資 産 合 計	1,518,453
繰延税金資産	47,556		
その他	71,521	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,145,431
資 産 合 計	2,145,431		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,995,341
売上原価	2,391,568
売上総利益	1,603,773
販売費及び一般管理費	1,363,399
営業利益	240,373
営業外収益	
受取利息及び配当金	911
保険解約益	7,407
その他	2,568
	10,888
営業外費用	
支払利息	4,427
為替差損	4,832
その他	1,012
	10,271
経常利益	240,989
特別利益	
固定資産売却益	4,301
税金等調整前当期純利益	245,291
法人税、住民税及び事業税	51,210
法人税等調整額	20,783
当期純利益	173,297
親会社株主に帰属する当期純利益	173,297

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2024年6月1日から
(2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	10,000	1,335,155	1,345,155	1,345,155
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		173,297	173,297	173,297
当 期 変 動 額 合 計	-	173,297	173,297	173,297
当 期 末 残 高	10,000	1,508,453	1,518,453	1,518,453

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 エストレード株式会社、株式会社DIG

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による薄価切下げの方法により算定）

イ. 商品 移動平均法

ロ. 製品・仕掛品・原材料 先入先出法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月

1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

当社グループは、アウトドアスポーツ事業、工業用製品事業の各分野の商品の販売、及び製品の製造販売を主な事業とし、これら商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、アウトドアスポーツ事業において、他社が運営するポイント制度に基づき商品又は製品の販売時に顧客に付与するポイント相当額については、第三者のために回収する額として控除した純額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

商品及び製品 647,781千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品及び製品の評価について、正味売却価額が在庫簿価を下回る場合には、取得原価を正味売却価額まで減額しております。加えて、滞留による収益性の低下の事実を反映するために、直近の販売実績に照らして販売可能と判断される商品及び製品を除外したうえで、仕入年度から一定の期間を超える商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げております。滞留による収益性の低下の判断においては、直近の販売実績や今後の需要予測に照らした販売可能性、及び滞留在庫の判定に用いた一定の期間を主要な仮定としていますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、帳簿価額の切り下げに伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 受取手形及び売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	36,621千円
売掛金	522,186千円

- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

土地	93,520千円
計	93,520千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	9,360千円
長期借入金	62,300千円
計	71,660千円

- (3) 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	30,482千円
------	----------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	300,000株
------	----------

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。またその一部は、商品の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、毎月受取手形及び売掛金の明細を作成し、取引相手ごとに期日及び残高を管理して回収遅延や貸倒れの未然防止を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や市場価格等の変動リスク）の管理

長期借入金について金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場を踏まえ、借入期間の当該リスクは限定的なものと認識しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	97,860	97,860	-
負債計	97,860	97,860	-

(※)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	97,860	-	97,860
-------------------	---	--------	---	--------

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	5,061円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	577円65銭

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,289,655	流 動 負 債	292,076
現金及び預金	231,157	買掛金	169,187
受取手形	210	1年内返済予定の長期借入金	28,560
売掛金	463,458	未払金	74,947
商品及び製品	571,690	未払費用	14,064
仕掛品	390	前受金	316
原材料及び貯蔵品	14,504	預り金	3,906
前渡金	2,324	賞与引当金	1,094
前払費用	14,080	固 定 負 債	74,935
未収入金	7,950	長期借入金	69,300
その他	145	退職給付引当金	5,635
貸倒引当金	△16,259		
固 定 資 産	458,223		
有形固定資産	273,599		
建物	81,916		
構築物	17,001		
機械装置	1,821		
車両運搬具	47,480		
工具器具備品	51,713		
土地	198,838		
建設仮勘定	9,097		
減価償却累計額	△134,268		
無形固定資産	14,461		
ソフトウェア	14,461		
投資その他の資産	170,162		
関係会社株式	9,000		
出資金	1,750		
関係会社長期貸付金	68,000		
繰延税金資産	53,479		
保険積立金	49,625		
差入保証金	10,570		
貸倒引当金	△22,264		
資 産 合 計	1,747,878	負 債 合 計	367,012
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	1,380,866
		資 本 金	10,000
		利 益 剰 余 金	1,370,866
		その他利益剰余金	1,370,866
		繰越利益剰余金	1,370,866
		純 資 産 合 計	1,380,866
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,747,878

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,354,362
売上原価		2,017,727
売上総利益		1,336,635
販売費及び一般管理費		1,107,700
営業利益		228,935
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,318	
保険解約益	7,407	
その他	2,479	11,205
営業外費用		
支払利息	1,381	
その他	140	1,522
経常利益		238,618
特別利益		
固定資産売却益	4,301	
関係会社貸倒引当金戻入益	1,284	5,585
税引前当期純利益		244,204
法人税、住民税及び事業税	51,070	
法人税等調整額	20,912	71,983
当期純利益		172,220

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	10,000	1,198,645	1,198,645	1,208,645	1,208,645
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		172,220	172,220	172,220	172,220
当 期 変 動 額 計	-	172,220	172,220	172,220	172,220
当 期 末 残 高	10,000	1,370,866	1,370,866	1,380,866	1,380,866

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による薄価切下げの方法により算定)

イ. 商品 移動平均法

ロ. 製品・仕掛品・原材料 先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

当社は、アウトドアスポーツ事業の商品の販売及び製品の製造販売を主な事業とし、これら商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、アウトドアスポーツ事業において、他社が運営するポイント制度に基づき商品又は製品の販売時に顧客に付与するポイント相当額については、第三者のために回収する額として控除した純額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

商品及び製品 571,690千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類 連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 棚卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

土地 93,520千円

計 93,520千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 9,360千円

長期借入金 62,300千円

計 71,660千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）
短期金銭債務 77千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	70千円
② 仕入高	16,154千円
③ 営業取引以外の取引による取引高	622千円

(2) 関係会社貸倒引当金戻入益

関係会社貸倒引当金戻入益1,284千円は、株式会社DIGに対するものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	293	千円
棚卸資産評価損	30,416	千円
貸倒引当金	12,602	千円
差入保証金	2,081	千円
賞与引当金	369	千円
退職給付引当金	1,949	千円
一括償却資産	96	千円
出資金	2,283	千円
減損損失	3,386	千円
繰延税金資産小計	53,479	千円
評価性引当額	-	千円
繰延税金資産合計	53,479	千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社DIG	所有 直接100%	資金の援助 役員兼任	資金の貸付 (注1)	23,000	関係会社 長期貸付金(注2)	68,000

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 当事業年度において、株式会社DIGへの関係会社長期貸付金に対して22,264千円の関係会社貸倒引当金及び1,284千円の関係会社貸倒引当金戻入益を計上しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,602円88銭
(2) 1株当たり当期純利益	574円07銭

独立監査人の監査報告書

2025年7月28日

株式会社ミモナ
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所
指定社員 公認会計士
業務執行社員 井上達也
指定社員 公認会計士
業務執行社員 中村健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミモナの2024年6月1日から2025年5月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の

過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年7月28日

株式会社ミモナ
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所
指定社員 公認会計士
業務執行社員 井上達也
指定社員 公認会計士
業務執行社員 中村健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミモナの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミモナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読

の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行わ

れた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③取締役会は会社の内部統制に係る体制全般に関する決議を行っていませんが、当該会社の内部統制に係る体制全般に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 7月 28日

株式会社ミモナ 監査等委員会

監査等委員 鳴瀧英人 印

監査等委員 鈴木智仁 印

監査等委員 嘉村 哲 印